

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約後公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

令和8年7月8日

石川県知事 山野 之義

1 随意契約した内容

(1) 調達物品(役務)名

林道宝達・新宮線及び所司原線除草作業

(羽咋郡宝達志水町宝達、新宮、原、所司原地内)

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

◦宝達・新宮線 $L=1,171\text{m}$ 、 $A=2,342\text{ m}^2$

◦所司原線 $L=3,236\text{m}$ 、 $A=6,472\text{ m}^2$

2 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

住 所(所在地): 羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

氏 名(名 称): 公益社団法人 宝達志水町シルバー人材センター

3 契約の相手方とした理由

見積書の提出が1施設のみであり、予定価格の範囲内であったため

4 契約年月日

令和8年7月8日

5 契約金額

金352,000円

6 担当課

住 所: 七尾市小島町二部33番地

所 属: 中能登農林総合事務所 管理部

連絡先: TEL 0767-52-2583 FAX 0767-52-3151